

低濃度 P C B 含有電気機器把握支援補助の概要

道では、低濃度 P C B 廃棄物等の実態把握を促進し、低濃度 P C B 廃棄物等の処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与することを目的として、平成 29 年度から電気機器の P C B 濃度分析の補助事業を実施しています。

概要は次のとおりですが、**申請にあたっては必ず補助要綱※を確認**してください。

※ 補助要綱は北海道の H P (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm) をご覧ください。

補助対象者

- 北海道内の事業所等で低濃度 P C B 含有電気機器を保有する個人 ・ 中小企業者等 ・ 中小規模市町村（一定要件を満たす者）

補助率等

- P C B 濃度分析に要する経費の 1 / 2（補助金の上限額：1 台あたり 15,000 円）

補助対象電気機器

- 絶縁油の交換・注入ができるもの
（例：変圧器）



- 平成 5 年以前に製造されたもの
- 平成 6 年以降に製造されたもので絶縁油の入替が行われているもの

- 絶縁油の交換・注入ができないもの
（例：コンデンサー）



- 平成 2 年以前に製造されたもの
（安定器及び安定器を解体したものを除く）

分析実施前の確認事項（濃度分析の必要性の確認）

- 分析実施前の製造者への確認等（製造者の H P から確認可能な場合が多い）
（銘板情報や製造者への確認により、分析を行わなくても絶縁油中の P C B 濃度が 0.5mg/kg 以下であることを確認できるものは補助対象外）

申請について

- 申請方法

申請書提出期限までに分析を実施し、分析の結果をもって申請してください。**【提出期限に注意】**
（令和 3 年 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業を対象とします）

※ 提出期限間近の分析は、分析結果の報告が提出期限に間に合わない可能性があります。
申請を予定されている場合は、早めに分析を実施されるようお願いします。

* 補助金は予算の範囲内で交付しますので、申請いただいた全ての方に交付されるわけではありません。

申請書提出先等

- 提出先
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係
（Tel：011-231-4111 内線 24-265）
- 提出期限
令和 4 年（2022 年）2 月 25 日（当日消印有効）

